

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要  
(中山間地域等直接支払交付金)

令和6年11月29日  
九重町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			南山田地区	無	R2～R6	栗野本村 集落協定
	○			野上地区	無	R2～R6	鹿伏原 集落協定

以上